

建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）の一部改正 新旧対照表

現行	改正後
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる法に基づく確認の申請等をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査 1件につき110万3,640円に建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）の数に55万2,120円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 法第6条の3第1項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）につき55万2,120円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(3) 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 1件につき119万7,480円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(4) 法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 1件につき77万2,140円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(5) 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 1件につき110万3,640円に建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）の数に55万2,120円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(6) 法第18条第4項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）につき55万2,120円を超えない範囲内において規則で定める額</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる法に基づく確認の申請等をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査 1件につき110万3,640円に建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）の数に55万2,120円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 法第6条の3第1項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）につき55万2,120円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(3) 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 1件につき119万7,480円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(4) 法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 1件につき77万2,140円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(5) 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 1件につき110万3,640円に建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）の数に55万2,120円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(6) 法第18条第5項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）につき55万2,120円を超えない範囲内において規則で定める額</p>

<p>(7) 法第18条第17項の規定による国等の建築物の完了検査 1件につき119万7,480円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(8) 法第18条第20項の規定による国等の建築物の中間検査 1件につき77万2,140円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(9) その他の事務で規則で定めるもの 1件につき110万3,640円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき110万3,640円に建築物の数に2万8,560円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額</p>	<p>(7) 法第18条第21項の規定による国等の建築物の完了検査 1件につき119万7,480円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(8) 法第18条第29項の規定による国等の建築物の中間検査 1件につき77万2,140円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(9) その他の事務で規則で定めるもの 1件につき110万3,640円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき110万3,640円に建築物の数に2万8,560円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額</p>
---	---